

刀剣類の相続について

相談内容

実家の片付けをしていたら、父の遺品の中から日本刀が出てきた。刀剣類を所持するには一定の手続きが必要であると聞いたことがあるので、今回のような場合にはどうすべきか知りたい。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、刀剣類の登録手続き等の概要を説明し、詳しくは山口県文化振興課や最寄りの警察署に照会するよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

銃砲や刀剣類（刃渡り15㌢以上の刀、やり、なぎなた等）については、銃砲刀剣類所持等取締法により、一部の例外を除いて所持することが禁止されています。その例外の一つとして、美術品などとして価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲や刀剣類は、都道府県教育委員会（山口県の場合は文化振興課。以下同じ）で登録手続きを行い、登録証を交付してもらうことにより、所持することができます。

今回のご相談のように遺品の日本刀を相続する際に、登録証が付属されている場合は、そこに記載されている都道府県教委に所有者変更届を提出すれば、引き続き所持することができます。

しかし、交付された登録証を紛失等した場合は、登録証の再交付の手続きを行う必要があります。まず警察署に登録証の遺失届出書を提出し、その受理番号を発行してもらつた上で、登録手続きを行った都道府県教委に再交付を申請します。その後、同教委から銃砲刀剣類登録審査会の案内文書が届くので、同文書で指定された日時と場所に、日本刀を持参して確認審査を受けます。審査の結果、過去に登録したものと認められれば、再交付手数料（1件当たり3500円分の収入証紙）を納めることにより、登録証を再交付してもらうことができます。

一方、登録した形跡のない日本刀を発見した場合は、新たに登録手続きを行う必要があります。まず警察署に日本刀を発見したことを届け出て、警察署から発見届出済証を交付してもらいます。その後、同教委から銃砲刀剣類登録審査会の案内文書が届くので、同文書で指定された日時と場所に、日本刀、発見届出済証を持参して審査を受けます。審査の結果、登録可能と判断されれば、登録手数料（1件当たり6300円分の収入証紙）を納めることにより、登録証を交付してもらうことができます。しかし、審査の結果、不合格と判断されれば、日本刀の廃棄を最寄りの警察署に依頼しなければなりません。

いずれにせよ、遺品の日本刀をそのまま放置しておいたり、むやみに持ち歩いたり、勝手に廃棄したりすると、銃刀法違反の罪に問われる可能性があるので、注意が必要です。詳細な内容や不明な点は、山口県文化振興課や最寄りの警察署にお問い合わせください。

（令和5年11月22日 山口新聞に掲載）